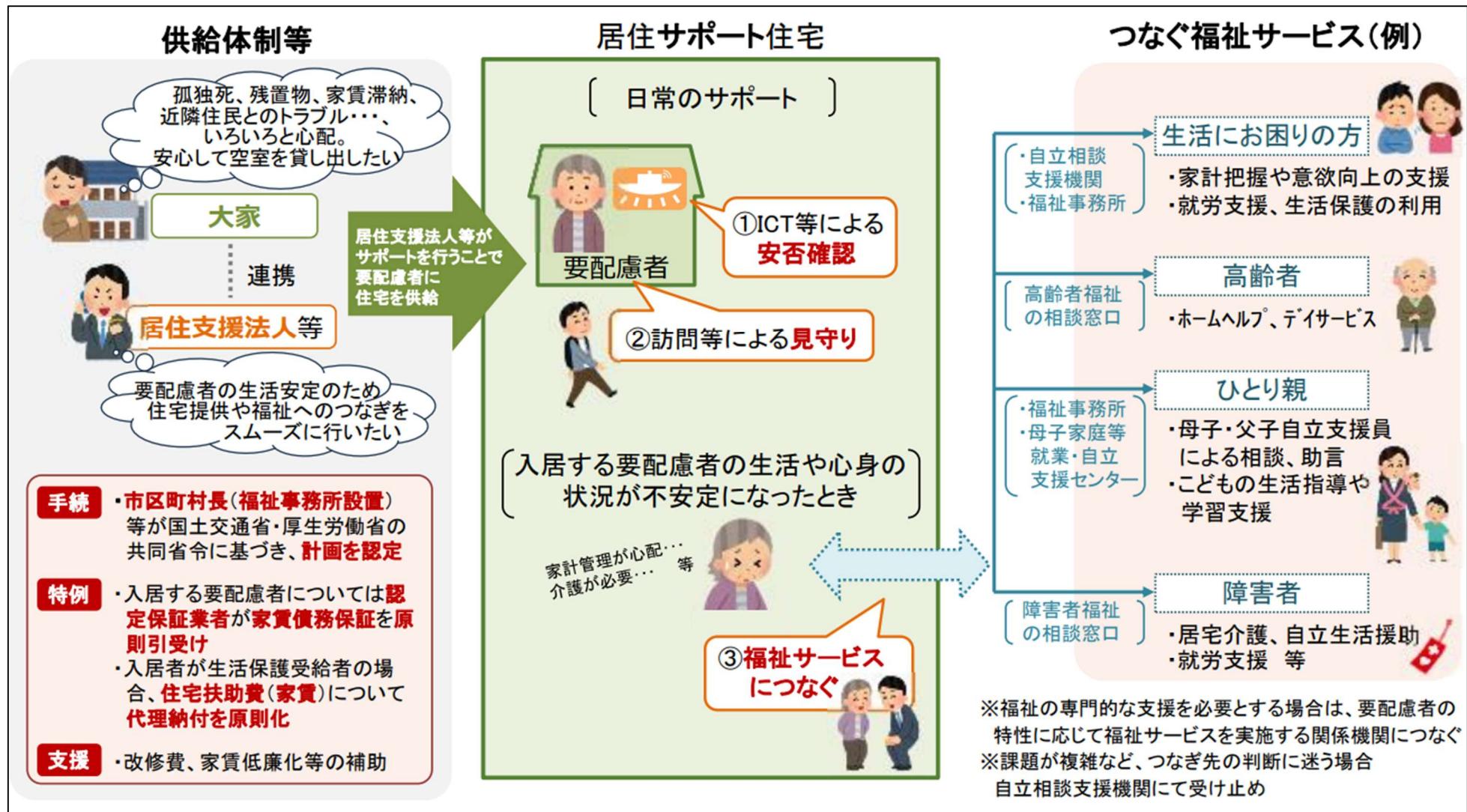


【熊本市版】認定事業者様向け 居住サポート住宅の認定制度概要

◎居住サポート住宅とは

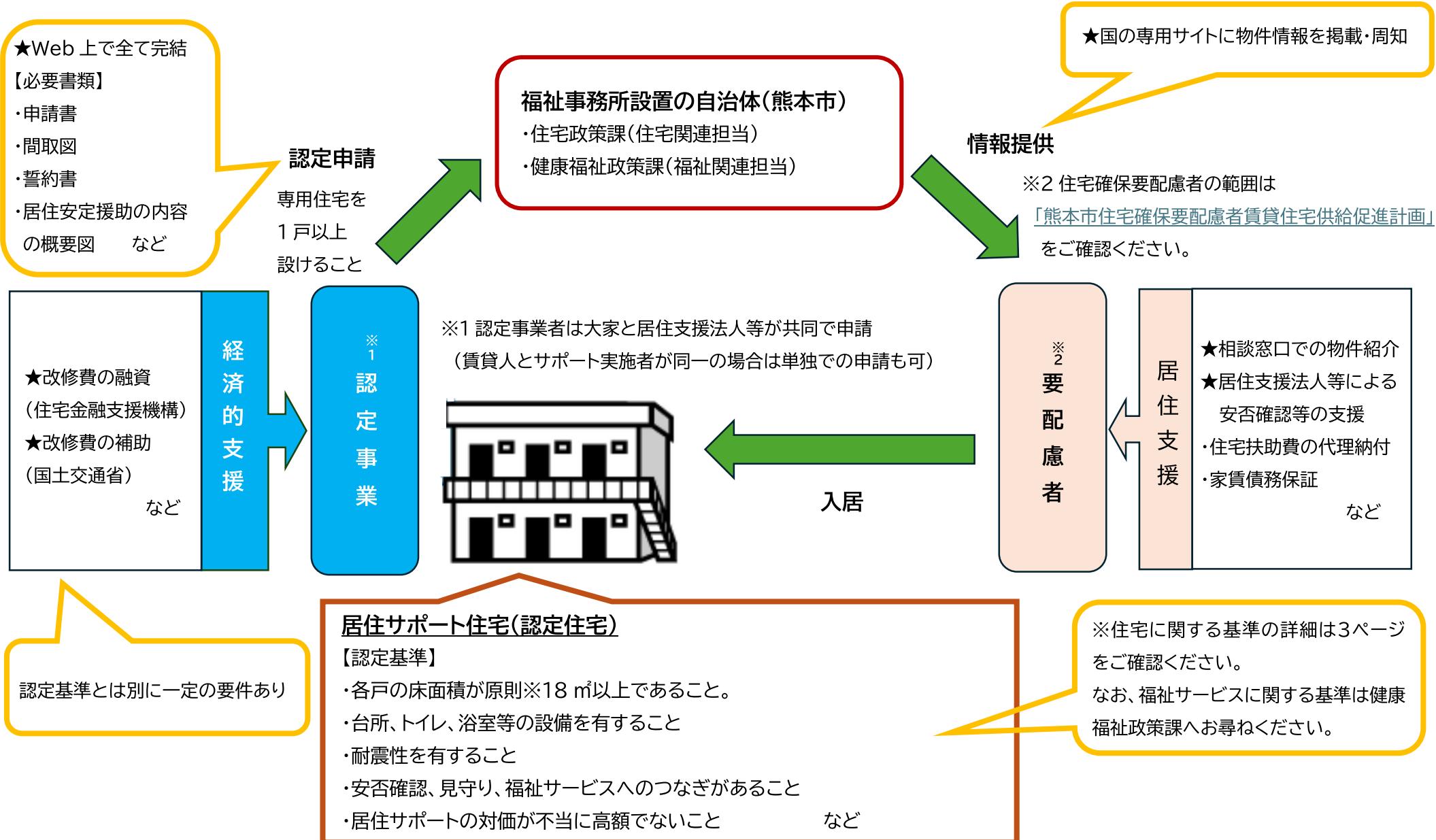
日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者※に対し、居住支援法人等と賃貸人が連携し、入居中の居住サポート(安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ等)を行う住宅です。

※高齢者、障がい者、子育て世帯等をいい、入居を拒まないとする属性等の範囲は認定事業者により限定することが可能です。



【熊本市版】認定事業者様向け 居住サポート住宅の認定制度概要

◎制度の概要イメージ

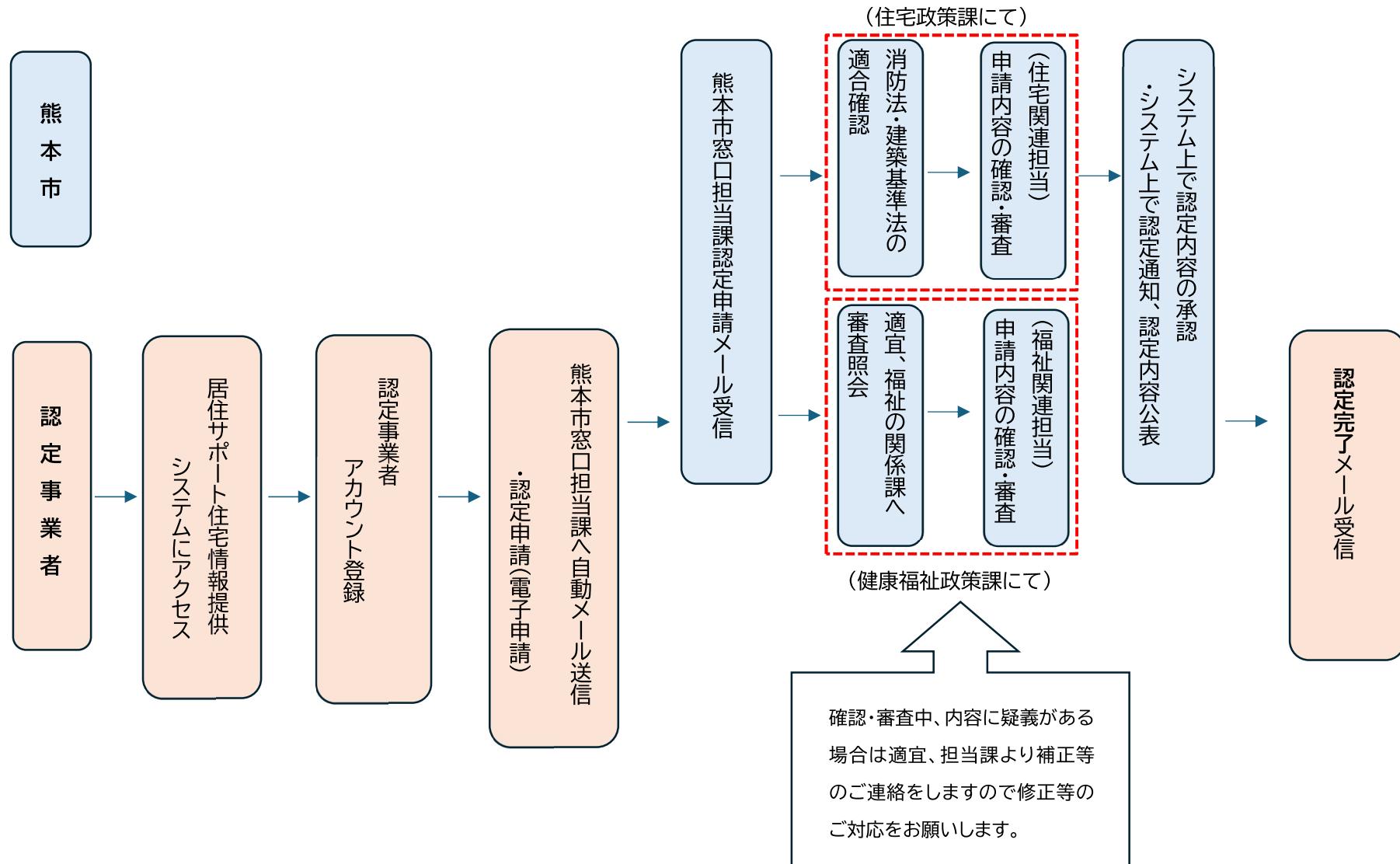


【熊本市版】認定事業者様向け 居住サポート住宅の認定審査基準(規模・構造・設備等)

規模	<ul style="list-style-type: none"> 各戸の床面積が、18m²以上であること。(生活保護世帯のみ拒まない場合は15m²以上) <p>※共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は13m²以上</p> <p>※共同居住型住宅(シェアハウス等)である場合は、専用居室 7m²以上(ただし原則 1室 1名(乳幼児や児童を養育するひとり親世帯が 9m²以上の専用居室に入居する場合を除く。))、住棟全体 13m² × 居住人数 + 10m²以上</p>
構造	<ul style="list-style-type: none"> 消防法及び建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないもの <p>※一戸建ての住宅を共同居住型住宅(シェアハウス等)へ変更する場合など、認定後に建物の用途を変更して居住サポート住宅とする場合であって、建築基準法に基づく用途変更の確認申請が必要な場合は確認済証の写しを添付してください。なお、確認申請が不要な規模や用途の場合は事前にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性を有するもの(昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工したもの、又は耐震診断や耐震改修により新耐震基準を満たすもの) <p>※基本的に申請書に記載の竣工年月から判断します。</p> <p>具体的には、以下の場合に限り、着工年月の詳細がわかる書類や、耐震診断結果等の書類が必要です。</p> <p>●1~3 階建てでS57.5 以前竣工 ●4~9 階建てでS58.5 以前竣工 ●10~20 階建てでS60.5 以前竣工 ●竣工年月が不明</p> <p>※現状は耐震性がなく、耐震改修計画をもって登録し、その後に耐震改修工事を実施しようとする場合は事前にご相談ください。</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> 各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。 <p>※共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない。</p> <p>※共同居住型住宅(シェアハウス等)である場合は、各専用部分または共用部分に居間、食堂、台所、便所、洗面、浴室(シャワー室)、洗濯室(洗濯場)を設けること。なお、便所、洗面及び浴室(シャワー室)は、居住人数概ね 5 人につき 1 箇所の割合で設けること。また、洗濯室(洗濯場)は入居者が共同で利用することができる場所に設けてもよい。</p>
入居制限	<ul style="list-style-type: none"> 特定の者について不当に差別的なものでないこと 入居することができる者が著しく少数となるものでないこと その他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること
家賃	家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること
欠格要件	法第 11 条の欠格要件に該当しないこと
その他	基本方針及び熊本県賃貸住宅供給促進計画、 熊本市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画 ※に照らして適切なものであること。 ※ 熊本市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画 により、認定基準が緩和され、本市における住宅確保要配慮者が定義されている。

【熊本市版】認定事業者様向け 居住サポート住宅認定の流れ

◎認定の流れ



【熊本市版】認定事業者様向け 居住サポート住宅認定申請時の必要書類と問い合わせ先

◎必要書類と問い合わせ窓口一覧

○:全員必須 △:該当する場合

審査対象	申請様式(システム出力様式)	別添(システム出力様式)	添付資料・参考資料(任意様式)	問い合わせ窓口
認定事業者 (申請者)	○認定申請書(別記様式第2号)			住宅政策課または 健康福祉政策課
	○別紙(項目1)	△別添1~4 ※申請者が個人で成人 or 代理人 が個人の場合は不要	○添付資料 誓約書(申請者全員分)	
居住サポート (福祉関連)	○別紙(項目2)		○添付資料 居住安定援助の内容の概要図 △参考資料 (居住サポートと同様の一般向 けサービスを提供している場合) 居住サポートと同様の一般向けサービスの 利用料がわかる書類 △参考資料 (居住サポートを委託し、委託先 が決まっている場合) 委託契約書	健康福祉政策課
居住サポート住宅 (住宅関連)	○別紙(項目3~7)	○別添5または6 ※一般住宅の場合:別添5, 共同 居住型賃貸住宅の場合:別添6	○添付書類 居住安定援助賃貸住宅の規模 及び設備の概要を表示した間取図等 △添付書類 (S56年5月以前着工の場合) 耐震関係規定に適合または準ずることが 確認できる書類等	住宅政策課

※別添1～4の提出が必要な場合について

	申請者が法人の場合	申請者が個人の場合	
		申請者が未成年かつ法定代理人が法人の場合	その他
賃貸人	別紙1	別添2	—
援助実施者	別添3	別添4	—